

○ 石川県警察サイバー防犯ボランティア運用要領の制定について

令和2年6月18日生捜乙達第16号  
石川県警察本部長から関係所属長あて

対号 平成28年8月29日付け生環甲達第43号「石川県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱の制定について（通達）」

石川県警察サイバー防犯ボランティアについては、対号に基づき運用しているところであるが、このたび、さらに自主的な防犯活動を推進するため、必要な修正を加え、別添のとおり「石川県警察サイバー防犯ボランティア運用要領」を制定したので、効果的な運用に努められたい。

なお、対号は廃止する。

別添

## 石川県警察サイバー防犯ボランティア運用要領

### 第1 目的

この要領は、石川県警察サイバー防犯ボランティア（以下「サイバーボランティア」という。）の運用について必要な事項を定め、広報啓発やサイバーパトロール等の各種活動を通じ、サイバー空間における健全化と規範意識の向上を図り、サイバー空間の安全確保に資することを目的とする。

### 第2 委嘱

1 サイバーボランティアは、サイバー空間における健全化と規範意識の向上に熱意があり、かつ、次の要件のいずれかに該当する者又は団体の中から、生活安全部長が委嘱するものとする。

- (1) 石川県内に居住している者
- (2) 石川県内に通勤又は通学している者
- (3) 石川県内に所在している団体

2 前記1によりサイバーボランティアを委嘱するときは、委嘱状（別記様式）を交付するものとする。

3 サイバーボランティアの委嘱期間は、原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第3 活動

サイバーボランティアは、サイバー犯罪対策室と連携し、次の活動を行うものとする。

- (1) サイバー空間の安全確保に資する広報啓発及び教養活動
- (2) サイバーパトロールによる違法情報・有害情報の浄化活動
- (3) サイバー空間の安全確保に資する情報の交換等

### 第4 遵守事項

サイバーボランティアは、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 委嘱期間中及び解嘱後において、活動中に知り得た事項を第三者に漏らさないこと。
- (2) 個人のプライバシーに関する情報、セキュリティに関する情報の保護に十分配慮すること。
- (3) 協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものではないことを認識し、その活動に当たっては、関係者の正当な権利及び自由を侵

害しないこと。

## 第5 解嘱

生活安全部長は、サイバーボランティアが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、解嘱することができるものとする。

- (1) 第2の1に規定する委嘱の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第4に規定する遵守事項に違反したとき。
- (3) 心身の故障等により任務遂行に支障があると認められるとき。
- (4) 上記のほか、サイバーボランティアとしてふさわしくない非行があったとき。

## 第6 運用上の留意事項

生活安全捜査課長は、サイバーボランティアの運用を効果的に機能させるため、次の事項を行うものとする。

- (1) 活動内容やサイバー空間の現状などに関する研修会等を開催すること。
- (2) 積極的な情報交換を行い、緊密な連携の保持に努めること。
- (3) サイバーボランティアに、過度の負担を強いることのないように配慮すること。

## 第7 事務

サイバーボランティアに関する事務は、サイバー犯罪対策室において処理するものとする。

別記様式（第2関係）

# 委 嘱 状

○ ○ ○ ○ 様

あなたを石川県警察サイバー防犯ボランティアに委嘱します

委嘱期間は

令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

とします

令和○年○月○日

石川県警察本部生活安全部長 ○ ○ ○ ○ 印